

第70回 定時株主総会 招集ご通知



日時 2021年6月24日（木）午前10時

場所 香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館 大ホール（2階）

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役
3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役
の報酬額決定の件

新型コロナウイルス感染症対応について

- ①感染リスク低減のため書面（議決権行使書）
郵送による議決権行使をご推奨いたします。
- ②接触感染リスク低減のためお土産の配布は
控えさせていただきます。

目次

■ 招集ご通知	1
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	23
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	43
■ 株主総会参考書類	48

セーラー広告株式会社

証券コード：2156

(証券コード 2156)
2021年6月8日

株 主 各 位

高松市扇町二丁目7番20号
セーラー広告株式会社
代表取締役社長 村 上 義 憲

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては書面による議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館 大ホール（2階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saylor.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎**当社第70回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について**

当社第70回定時株主総会の開催を6月24日（木）に予定しておりますところ、新型コロナウイルスの感染拡大が全国規模で懸念されております。当社といたしましては、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、次のとおりの対策を実施させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご出席および議決権行使に関するお願い

- ・総会会場につきましては、通常より席数が少なくなっております。株主総会へのご出席をご検討いただいている株主様におかれましては、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます（招集通知に同封しております議決権行使書用紙による行使を是非ご活用ください）。

■議決権行使期限：2021年6月23日（水）午後5時45分まで

- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安を感じられる方におきましては、株主総会へのご出席をお控えいただくことをお勧めいたします。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・接触感染リスク低減のため、株主総会にご出席いただいた方へのお土産を取りやめさせていただきますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。
- ・他の株主様の健康・安全確保のため、発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（または退席をお願いする）ことになりますので、あらかじめご了承ください。
- ・マスク着用のうえでご出席をお願いいたします。また、議場受付にアルコール消毒液を設置いたしますので、ご入場の際には消毒液の使用をお願い申し上げます。
- ・総会運営スタッフは、マスク着用で対応いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社株主総会に関する株主様へのお願い等につきまして、今後の状況変化によっては上記の内容を更新のうえ、当社IRサイト (<https://www.saylor.co.jp/ir/>) 内においてお知らせいたします。適宜ご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

事業報告

〔2020年4月1日から
2021年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、個人消費や企業活動は大きな影響を受け、経済活動が制限された結果、景気は低迷し、非常に厳しい状況となりました。また、政府の各種支援策の実施もあって、一部では経済活動再開の動きが見られましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は依然収束が見通せず、先行きは極めて不透明な状況となりました。

広告業界におきましても、こうした経済状況により、イベントの開催中止や延期のほか、広告活動の自粛などがあり、広告出稿量は相対的に減少いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、職場内感染防止行動の徹底を図るとともに、お客様に対して出来る限りの情報提供や提案を行うと同時に、新しいビジネスの創造や新しい生活様式等を見据えた企画提案活動に取り組んでまいりました。しかしながら、当社グループ商勢圏におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各自治体による外出自粛要請や政府による昨年4月の緊急事態宣言により経済活動が低迷し、各企業において集客イベントの中止・延期のほか、3密回避を要因とする広告活動の自粛や企業業績の悪化による広告出稿の停止などがあり、当連結会計年度前半におきまして、当社グループの広告受注量は大きく減少いたしました。そのような中、政府のGo To キャンペーン政策の実施が昨年7月後半から徐々に始まり、当社グループにおきましては、これらに関連したプロモーション活動を受注したほか、デジタル技術を活用したプロモーション活動の受注など新たな生活様式を見据えた情報発信の動きも年後半に向けて増え始めてまいりました。しかしながら、昨年11月ごろから再び新型コロナウイルス感染症が拡大し、各企業とも感染拡大防止策の継続実施を余儀なくされ、広告需要の増加を期待する年末年始商戦におきまして広告受注量が例年よりも減少いたしました。当連結会計年度末におきましては、官公庁受託案件などの約定に基づく売上高のほか、各企業の年度末のプロモーション活動実施による売上高の計上がありましたが、新型コロナウイルス感染症の収束時期が依然として見通せない状況やGo To キャンペーンの一時的停止措置などの影響もあって、例年ほどの広告受注量を確保することができず、当社グループの売上高につきましては6,271百万円（前期比76.3%）となりました。

利益面につきましては、内制化の推進によって売上総利益率が20.2%（前期比0.9ポイントの改善）となり、営業活動費の減少に伴う販売費及び一般管理費の抑制のほか雇用調整助成金など各種助成金の受給による営業外収益の計上がありましたが、売上高の減少による影響を吸収することはできず、営業損失は132百万円（前期は74百万円の営業利益）、経常損

失は83百万円（前期は90百万円の経常利益）となりました。また、繰延税金資産の計上により法人税等調整額への影響額が32百万円生じた結果、親会社株主に帰属する当期純損失は79百万円（前期は19百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

【参考】事業別の状況（当連結会計年度）

区 分	売上高			営業利益	
	(百万円)	前期比(%)	構成比(%)	(百万円)	前期比(%)
広告事業	6,241	76.2	99.5	△136	—
テレビ	1,091	77.5	16.5	—	—
ラジオ	153	77.7	2.3		
新聞	899	75.1	13.6		
雑誌	191	60.7	2.8		
セールスプロモーション	1,184	69.6	17.9		
イベント	514	49.5	7.7		
屋外	328	108.6	4.9		
インターネット/モバイル	1,242	110.7	18.8		
制作・その他	992	78.6	15.0		
セグメント内の内部売上高	△357	99.4	—		
ヘルスケア事業	30	98.4	0.5	1	88.6
調整額	—	—	—	1	100.0
グループ合計	6,271	76.3	100.0	△132	—

※1 当社グループの扱うサービスのうち、テレビ・ラジオ・新聞および雑誌を中心とする各種メディアを活用した広告の企画・立案・制作、ならびに、セールスプロモーションやインターネット関連広告などの広告に関するあらゆるサービス活動のほか、フリーマガジンおよびタウン情報誌の発行を「広告事業」として区分しております。また、地域密着型通所介護施設の運営を「ヘルスケア事業」として区分しております。

※2 調整額はセグメント間取引消去であります。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

広告業界におきましては、インターネットやスマートフォンの普及、デジタル技術の革新によって、インターネット広告の伸長が目覚ましく、既存メディアを活用した広告は減少傾向にあります。特定サービス産業動態統計調査（経済産業省）によりますと、2020年の国内広告業界の売上高は5兆3,583億円（前年比9.3%減）と4年連続の減少となりました。既存メディア、すなわち、インターネット広告以外の売上高はすべて減少（既存メディア売上高合計4兆2,574億円、前年比16.1%減）となる一方で、インターネット広告売上高は1兆1,008億円（前年比31.9%増）となりました。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響も重なり、既存メディアからインターネットを活用した広告へのシフトがこれまで以上に顕著となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は広告業界だけではなく、多くの業界に影響を及ぼしたほか、在宅勤務やオンライン会議、時差出勤、社員の分散化など、生活者に対して生活様式の変化をもたらすと同時に、インターネットや動画視聴などメディア接触時間の増加と変化をもたらしました。今後、広告業界におきましては、こうしたニューノーマルな時代に対応した広告提案が求められることは避けられない時代となりました。

多くの業界がデジタル化へシフトしたことによってビッグデータの活用に代表されるように数値データを分析・活用するノウハウを有することが今後有利になってくると考えられます。近年、欧米に見られるように大手コンサルティングファームが広告業界に進出することが国内においても予想され、競合先の多様化が懸念されております。さらに、5Gの到来によって、インターネット回線を通じてより多くの情報量を生活者等へ届けることが可能となり、あらゆるものがインターネットに接続する世界が実現することも現実味を帯びてまいりました。

こうしたデジタル化へのシフトのほかに、当社グループが事業を営むローカルエリアにおきましては、少子高齢化社会が徐々に進行しており、生活者の消費額と連動した印刷物を中心とした広告活動は縮小傾向にあります。当社グループにおきましては、今後売上高を確保するための新たな施策が必要となっております。

このような時代にあっては、お客さまと市場の関係性の中にあるストーリーを構想して、それに即した最も効果的な広告手法を提案する、すなわち、お客さまの企業価値向上に繋がるストーリーを共創することが重要であると考えており、当社グループにおきましては、今後のグループの在り方を『マーケティングデザイン』と称し、日々の営業活動の基本概念としております。そして、コロナ禍も相まった厳しい経営環境を乗り越えていくためには、「既存事業の収益改善」と「新しい事業領域の開発」に取り組むことが不可欠であると考えております。また、私たちの提供するサービスは行政や地域に対しても広がります。地域課題から社会的価値を構想し、実現させていくことも当社グループの活動領域であると考えており、企業理念が示すように、「お客さまの課題を提案活動によって解決し、地域の皆さまとともに豊かな文化を育て、社会をより楽しく、より美しく、より豊かにすること」が当社グループの使命であると考えており、これらの実現に向け、当社グループにおきましては、以下の課題に取り組んでまいります。

① 既存事業の事業基盤の再構築

当社グループを取り巻く環境は、デジタル化の進展や少子高齢化の進行によって、お客さまの課題はますます高度化しており、常にお客さまに対して新しいサービスを提供し続けることが重要となっております。

当社グループにおきましては、付加価値の高いサービスの提供に努め、受注案件の利益率向上を図っておりますが、当社グループが持続的成長を遂げるためには、既存事業に関して業務の効率化を図り、コスト削減を含めて既存事業の収益の改善を図ることが必要であると考えております。また、併せて、各部門の役割を明確にし、新しい事業領域へ経営資源を配分することが必要であると考えております。そのためには、組織体系や人材育成を含めた事業基盤の再構築が欠かせないと考えており、当社グループにおきましては、こうした取り組みによる構造改革を速やかに実行してまいります。

また、当社は、2021年6月に監査等委員会設置会社に移行予定であり、そのチェック機能を十分に発揮することで、コーポレートガバナンス・コードに沿った経営を推進し、株主様を始めとするステークホルダーの立場を踏まえて、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うことを推進してまいります。

② デジタルメディア提案力の強化

2020年の国内広告業界のインターネット広告売上高は1兆1,008億円（前年比31.9%増）となり（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」）、当社グループ商勢圏におきましてもデジタル化の波が着実に押し寄せるなか、コロナ禍において、各企業におけるマーケティング活動のデジタル領域へのシフトは一層加速いたしました。当社グループの事業領域である総合コミュニケーションサービス業におきましては、質の高いサービスの提供だけでは競争に勝つことはできず、当社グループの事業領域を広げ、お客さまの事業や商品についてお客さまとともに考え、お客さまの成長に貢献できる真のパートナーになることが不可欠となっております。

当社グループにおきましては、これまでマーケティングコミュニケーション推進室が取り組んできたデジタルメディア提案力の強化をより一層深化させるため、同推進室をデジタルデザイン室として企画制作局内に再配置し、インターネット広告のほかSNSやCRMを活用した企画立案の強化に取り組んでまいります。また、デジタルデザイン室が中心となって、お客さまのデジタル化支援策、すなわち、デジタル技術を活用した新たな事業価値や顧客体験の創造につながるサービスの開発に取り組んでまいります。

③ 地域創生の推進

昨今、少子高齢化の進展や人口減少、東京一極集中の是正などの課題に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくため「地域創生」をテーマにした事業が各地域において推進されております。

また、当社グループは、地域密着主義で培ったきめ細かな対応と、四国中国エリアに福岡、東京を加えた拠点ネットワーク、70年の実績に基づくノウハウによってお客さまの様々なニーズに応え、時代に即した提案活動によって質の高いコミュニケーション効果の創造に努めてまいりました。しかしながら、前述したような広告業界の転換期にあっては、急速な変化に対応したマーケティング戦略の立案が求められております。

当社グループにおきましては、グループ内に蓄積された地域情報のほか、地元にも密着した広告会社としてのディレクション力とマーケティング力を最大限に活用し、商品開発、地域産品や観光資源のブランディング、地域産品の販路拡大などに取り組み、地域創生事業を推進してまいります。

④ 課題解決型営業の推進

当社グループは、四国エリア（香川・愛媛・徳島・高知）、中国エリア（岡山・広島）、福岡・東京に拠点を配し、多様化するお客さまのニーズにお応えし、質の高いコミュニケーションサービスの提供に努めてまいりました。前述したように、デジタル化へのシフトが加速している中にあるのは、当社グループ商勢圏におきましても、体験や感性などデジタル化できない付加価値を提供するサービスは存続する一方で、デジタル化できることはデジタル化されていく傾向が顕著になると予想されます。

当社グループにおきましては、お客さまの経営課題の解決策をお客さまとともに考える課題解決型営業をこれまで以上に推進することはもちろんのこと、その解決策にデジタル領域も加えることによって、より具体的で高度化した提案活動に取り組んでまいります。また、業務提携先との連携をより一層強化し、受注領域の拡大と提供サービスの拡充を図ってまいります。

⑤ 人材への投資

当社グループの競争力の源泉は人材であり、当社グループにとって最も重要な経営資源であります。お客さまにご満足いただけるコミュニケーションサービスを提供するためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠であり、また、高度化するお客さまのニーズに対応するためには専門的な知識を持った人材の獲得も重要な経営課題であります。

当社グループにおきましては、人材の獲得競争が厳しさを増すなか、適正な人員の確保と優秀な人材の育成を図るため、社内研修や教育制度の強化に加え、継続的な採用活動に取り組んでまいります。

また、社員の「健康」や「働き方」は企業の業績や存続に係る重要な経営課題であります。当社グループにおきましては、職場環境の整備やモバイルパソコンの導入、グループウェアの機能拡充、クラウド型人材管理ツールの導入などによって、従業員の働く環境の改善を図るとともに、人材への投資を強化してまいりました。今後につきましても、時間外労働の削減に努め、「定時退社日の運用推進」「残業時間の削減」「有給休暇取得率の向上」「仕事と育児の両立支援」などに取り組み、当社グループ各拠点に即した諸施策を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の概況

(単位：千円)

区 分	第67期 2017年4月～ 2018年3月	第68期 2018年4月～ 2019年3月	第69期 2019年4月～ 2020年3月	第70期 2020年4月～ 2021年3月
売 上 高	8,817,589	8,791,906	8,217,704	6,271,832
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	97,330	158,771	90,148	△83,308
親会社株主に帰属する当期純利益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	21,054	87,584	19,846	△79,054
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	5円57銭	23円18銭	5円25銭	△20円92銭
総 資 産	4,484,995	4,665,639	4,206,935	4,186,645
純 資 産	1,831,937	1,886,043	1,875,871	1,804,771

② 当社の財産および損益の概況

(単位：千円)

区 分	第67期 2017年4月～ 2018年3月	第68期 2018年4月～ 2019年3月	第69期 2019年4月～ 2020年3月	第70期 2020年4月～ 2021年3月
売 上 高	7,222,088	7,083,035	6,543,684	4,758,653
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	111,617	109,630	32,989	△100,346
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△642	46,136	△18,264	△96,150
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△0円17銭	12円21銭	△4円83銭	△25円45銭
総 資 産	4,043,360	4,183,332	3,689,626	3,561,777
純 資 産	1,760,412	1,775,620	1,728,020	1,639,764

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	所在地	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株 式 会 社 あ わ わ	徳 島 市 南 末 広 町	30,000	100.0	雑誌・書籍の出版・販売、広告物の企画・制作
アド・セイル株式会社	高 松 市 本 町	49,000	100.0	インターネットを利用したマーケティング活動の企画、立案
株 式 会 社 ゴ ン グ	福 岡 市 中 央 区	37,000	100.0	広告の企画・制作、マーケティングリサーチ、プロモーションプランニング、フリーマガジンの発行
南放セーラー広告株式会社	高 知 市 北 本 町	30,000	100.0	広告の企画・制作、マーケティングリサーチ、プロモーションプランニング
株式会社エイ・アンド・バイ	松 山 市 鴨 川	16,000	100.0	モデル住宅総合展示場の企画・運営、地域密着型通所介護施設の運営
株 式 会 社 F I S H	高 松 市 丸 亀 町	15,000	100.0	マーケティング領域のコンサルティング、事業開発、プロダクト開発、ブランディング

(注) 1. 上記は全て連結子会社であります。

2. 株式会社F I S Hは、2020年4月1日に設立したクリエイティブエージェンシーであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、四国中国九州エリアおよび東京を主要事業エリアとして、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびに、セールスプロモーションやインターネット関連広告など、広告に関するあらゆるサービス活動を行うほか、フリーマガジンおよびタウン情報誌を発行しております。また、小規模の地域密着型通所介護施設の運営を行っております。

(12) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
高 松 本 社	高 松 市 扇 町	倉 敷 支 社	倉 敷 市 白 楽 町
愛 媛 本 社	松 山 市 北 斎 院 町	西 讃 支 社	丸 亀 市 土 器 町
岡 山 本 社	岡 山 市 北 区 東 古 松 南 町	東 予 支 社	新 居 浜 市 一 宮 町
徳 島 支 社	徳 島 市 新 南 福 島	東 京 支 社	東 京 都 港 区 虎 ノ 門
広 島 支 社	広 島 市 中 区 橋 本 町		

(注) 宇和島事務所は2021年3月31日をもって閉鎖いたしました。

②重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (10) 重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(13) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
175 名	△8名

(注) 従業員数は就業人員数であり、受入出向者を含み、他社への出向者および契約社員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
112 名	△7名	44.2 歳	16.4 年

(注) 従業員数は就業人員数であり、他社への出向者および契約社員を含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社香川銀行	294,030 千円
株式会社四国銀行	108,560 千円

(注) 2021年3月31日現在の借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 6,078,000 株（うち自己株式 2,300,328 株）
- (3) 株主数 938 名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
セーラー広告取引先持株会	528,100 株	13.9%
セーラーグループ社員持株会	457,200 株	12.1%
株式会社香川銀行	180,000 株	4.7%
株式会社読宣姫路	160,000 株	4.2%
工藤 信 仁	142,000 株	3.7%
村上 義 憲	139,600 株	3.6%
株式会社百十四銀行	100,000 株	2.6%
東京海上日動火災保険株式会社	100,000 株	2.6%
株式会社 中 広	99,500 株	2.6%
株式会社日鋼サッシュュ製作所	92,000 株	2.4%

(注) 当社は、自己株式2,300,328株を保有しておりますが、大株主からは除いております。また、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	村 上 義 憲	
専 務 取 締 役	西 尾 正 紀	社長補佐・総務局・関連会社統括兼企画制作局担当
常 務 取 締 役	青 野 昭 彦	第 二 営 業 局 担 当
常 務 取 締 役	萱 原 一 則	第 三 営 業 局 担 当
取 締 役	森 川 稔	第 一 営 業 局 担 当
常 勤 監 査 役	原 渕 定 夫	
監 査 役	山 内 直 樹	
監 査 役	田 辺 真 由 美	武 田 真 由 美 公 認 会 計 士 事 務 所

- (注) 1. 山内直樹および田辺真由美（通称名：武田真由美）の両名は、社外監査役であります。
 2. 監査役田辺真由美（通称名：武田真由美）は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および決定に係る委任に関する事項

当社は、株主総会で承認された取締役または監査役に関する報酬総額の範囲内において、各報酬等の額を決定しております。

取締役の報酬は、経営環境、業績、同業他社の状況、取締役個人の成果等を加味し、決定することとしており、当方針に基づき、株主総会で定められた報酬の範囲内で原案を策定し、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役全員に関する報酬額を取締役に諮って決定しております。

また、取締役に対する賞与につきましては、事業年度の業績を勘案し、賞与を支給するのに十分な連結の当期純利益を確保したと判断される場合に、その支給の可否を決定しております。なお、当社におきましては、過年度の業績推移およびその内容、ならびに、特別損益による業績への影響を総合的に判断して当社業績を評価し、過年度を含めた連結の親会社株主に帰属する当期純利益額の獲得状況から役員賞与の支給有無を決定しておりますので、具体的な目標値は定めておりません。

各監査役の報酬等の額につきましては、監査役の協議により決定しております。なお、監査役に対しましては、その職務執行の対価としての報酬が業績の成果と連動して増減させることに馴染まないことから、賞与は支給せず、固定報酬のみといたしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額につきましては、賞与を含み、年額 1 億5,000万円以内とする旨を2014年 6 月24日開催の第63回定時株主総会において決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 4 名（社外取締役はおりません。）であります。

監査役の報酬限度額につきましては、年額2,000万円以内とする旨を2014年 6 月24日開催の第63回定時株主総会において決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名（社外監査役は 2 名）であります。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	68,981 (一)	68,981 (一)	— (一)	— (一)	5 (一)
監査役 (うち社外監査役)	11,149 (3,000)	11,149 (3,000)	— (一)	— (一)	3 (2)

④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討した結果、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、2名の社外監査役による経営監視機能や社外専門機関との連携体制等が、経営の意思決定に対して監視機能を十分に発揮しているという考え方にに基づき、当事業年度末日において社外取締役を設置しておりませんでした。しかしながら、当社の事業環境の変化を踏まえ、株主の皆様からより一層信頼されるコーポレート・ガバナンス体制を構築する必要があると考え、取締役会の監査・監督機能の一層の強化を図るため、2021年6月24日開催予定の第70回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行すべく、社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程することといたしました。

② 監査役

(i)重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ii)主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

(iii)当事業年度における主な活動状況

監査役山内直樹は、当事業年度開催の取締役会21回のうち社外監査役の出席を予定しておりました取締役会は11回ございましたが、このうち11回に出席し、討議内容についての疑問点等を解消するため適宜質問し、客観的な観点から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

監査役田辺真由美（通称名：武田真由美）は、当事業年度開催の取締役会21回のうち社外監査役の出席を予定しておりました取締役会は11回ございましたが、このうち11回に出席し、会計処理などを中心に適宜質問し、公認会計士としての立場から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 えひめ有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	19,000 千円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000 千円

- (注) 1. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り算定根拠などを確認し、検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらを合計して記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保する体制

内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」および「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
 - (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
 - (3) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
 - (4) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
 - (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
 - (6) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存および管理する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定めるとともにグループ内リスク管理体制強化のため、親会社内部統制担当者が、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
 - (2) 取引先等との取引は、営業管理規程などの社内規程に基づいて行う。
 - (3) 取締役は、会社の損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会に報告する。
 - (4) 取締役、執行役員、子会社社長は、会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および子会社からの報告に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月2回開催し、監査役出席のもと、経営に関する重要事項の報告および決議を行う。
 - (2) 月前半の取締役会には、子会社社長の出席を要請し、当社取締役と併せ事業場ごとの状況報告を求める。
 - (3) 取締役会とは別に、業務執行上の重要案件について幅広い層から意見を聴取することを目的として取締役および監査役で構成する経営会議を開催する。経営会議は、毎月2回取締役会と同日に開催し、重要事項の報告および審議を行い、必要により執行役員、子会社社長およびその他幹部社員の出席を要請する。
 - (4) 取締役会規程、業務分掌・職務権限表等社内規程により、役割と責任、職務等について定める。
5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告への信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
 - (2) 当社グループにおける重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は親会社管理本部が行い、知り得た情報は遅滞なく取締役会に報告する。
 - (3) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
 - (4) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようＩＴシステムに関する整備を推進する。
6. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は親会社管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく取締役会に報告する。
 - (2) 子会社社長は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して、親会社取締役会へ出席し、報告しなければならない。
 - (3) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社使用人から監査役補助者を任命することができる。ただし、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得たうえで取締役会が決定する。
9. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、監査役監査規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役および使用人に対しその説明を求めることができる。
 - (2) 当社グループにおいて重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。
 - (3) 監査役に報告した者が、その報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないように配慮しなければならない。
 - (4) 監査役からその職務を執行するうえで必要な費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、速やかにこれを支払う。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 内部監査責任者は、内部監査規程および監査役監査規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施に当たっては、監査役と堅密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
 - (2) 内部統制担当者は、監査役と堅密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
 - (3) 監査役監査事務に不都合がある場合は親会社管理本部においてこれを補助する。
 - (4) 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
11. 財務報告の適正性を確保するための体制
 - (1) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。
 - (2) 財務報告に係る内部統制システムのグループ全体としての整備・運用等に当たっては「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定め、各部門・各グループ会社における自己点検および内部監査室による独立的モニタリングを継続的に実施する体制を構築するとともに、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

1. 取締役の職務執行およびグループ管理体制

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月2回開催し、監査役の出席のもと、経営に関する重要事項の報告および決議を行っております。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、取締役の1年任期制を採用しており、さらに、取締役の人事、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしております。

上記のほか、当社は、取締役会とは別に経営会議を開催しております。経営会議は、基本的には毎月前半の取締役会と同日に開催し、取締役、常勤監査役および子会社代表取締役の出席のもと重要事項の報告および審議を行い、業務執行における重要事項の意思統一を図っております。なお、必要によりその他幹部社員の出席を要請しております。

2. 監査役の職務執行

当社は監査役制度を採用しており、監査役は現在3名で、うち1名が常勤監査役で、残り2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役の条件を満たす者であります。監査役は、毎月開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しております。また、毎月開催する監査役会において全監査役出席のもと監査に関する重要事項の協議等を行っております。

当社の社外監査役は2名で、社外監査役山内直樹は、長年に亘る企業経営の経験から企業の経営および会計に関する相当程度の知見を有する者であり、社外監査役田辺真由美（通称名：武田真由美）は、公認会計士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有する者であります。当社は、両名に対して、専門的見識からの意見表明だけではなく、社内常識の形骸化によって生じるおそれのある内部統制リスク等に関してリスク管理体制について客観的な評価を求めています。また、社外監査役2名は、取締役会に出席し、議事録、計算書類、その他重要書類等の閲覧を行ったうえで常勤監査役による監査情報を聴取することによって、グループ全体に亘る状況の把握に努めております。さらに、内部監査人および監査法人の監査方針や実施計画書を閲覧し、監査結果等に関して適宜意見を聴取しております。

3. 内部監査およびリスク管理体制

当社コンプライアンス委員会は、取締役3名、監査役1名、総務局次長1名、内部監査員1名および事務局1名で構成しております。業務執行部門から独立した立場で、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議によって、より実効性の高い法令遵守体制の構築を目指しております。

また、専任者1名で構成しております当社内部監査室は、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査役および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めております。また、子会社への内部監査も実施しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。」ことを基本方針としております。

また、当社倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、全社を挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務局を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しております。

② 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当しない場合でも、相手方の人相、風体、話しぶり等により疑念が生じた場合は、総務局長に相談することとしております。

③ 対応マニュアルの整備状況

当社は、社内イントラネット上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としております。

④ 研修活動の実施状況

当社は、総務局が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,024,078	流 動 負 債	1,551,466
現 金 及 び 預 金	980,218	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	945,435
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	966,511	短 期 借 入 金	310,000
商 品	7,632	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	63,080
仕 掛 品	44,467	未 払 法 人 税 等	13,633
貯 蔵 品	2,473	賞 与 引 当 金	49,966
未 収 還 付 法 人 税 等	669	返 品 調 整 等 引 当 金	100
そ の 他	24,420	そ の 他	169,250
貸 倒 引 当 金	△2,315		
固 定 資 産	2,162,566	固 定 負 債	830,406
有 形 固 定 資 産	1,063,391	長 期 借 入 金	414,510
建 物 及 び 構 築 物	277,537	社 債	150,000
土 地	746,598	退 職 給 付 に 係 る 負 債	177,641
そ の 他	39,254	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5,837
無 形 固 定 資 産	25,834	そ の 他	82,418
の れ ん	3,600		
そ の 他	22,234	負 債 合 計	2,381,873
投 資 そ の 他 の 資 産	1,073,340	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	180,574	株 主 資 本	1,780,796
繰 延 税 金 資 産	98,480	資 本 金	294,868
投 資 不 動 産	670,699	資 本 剰 余 金	198,600
そ の 他	128,573	利 益 剰 余 金	1,602,298
貸 倒 引 当 金	△4,987	自 己 株 式	△314,972
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	23,975
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,017
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,041
		純 資 産 合 計	1,804,771
資 産 合 計	4,186,645	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,186,645

連結損益計算書

〔2020年4月1日から
2021年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,271,832
売上原価		5,003,091
売上総利益		1,268,740
販売費及び一般管理費		1,401,307
営業損失		132,566
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,712	
投資不動産賃貸料	43,976	
助成金収入	30,586	
その他の	5,619	83,894
営業外費用		
支払利息	5,489	
不動産賃貸費用	28,022	
その他の	1,124	34,636
経常損失		83,308
特別損失		
固定資産除却損	793	
減損損失	1,690	
投資有価証券売却損	286	2,769
税金等調整前当期純損失		86,078
法人税、住民税及び事業税		25,338
法人税等調整額		△32,362
当期純損失		79,054
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失		79,054

連結株主資本等変動計算書

〔2020年4月1日から
2021年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	294,868	198,600	1,700,240	△314,972	1,878,738
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△18,888		△18,888
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)			△79,054		△79,054
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△97,942	—	△97,942
当 期 末 残 高	294,868	198,600	1,602,298	△314,972	1,780,796

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	△1,762	△1,104	△2,867	1,875,871
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△18,888
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)				△79,054
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	27,780	△937	26,843	26,843
当 期 変 動 額 合 計	27,780	△937	26,843	△71,099
当 期 末 残 高	26,017	△2,041	23,975	1,804,771

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称 株式会社あわわ

アド・セイル株式会社

株式会社ゴング

南放セーラー広告株式会社

株式会社エイ・アンド・ブイ

株式会社F I S H

当連結会計年度より新規設立した株式会社F I S Hを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 一社

前連結会計年度において、持分法を適用した関連会社でありました有限責任事業組合A N Dは、解散、清算しましたので、持分法の適用範囲から除いております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

ひょうたん島不動産合同会社

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品：総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品および：主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（投資不動産を含む）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

工具器具備品 2～20年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③返品調整等引当金

商品の返品および売れ残りによる損失に備えるため、返品実績率等に基づき損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②のれんの償却方法および償却期間

その効果の発現する期間を個別に見積り償却期間を決定したうえで均等償却しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の額の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当連結会計年度より適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 98,480 千円

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産および担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	54,813 千円
建物及び構築物	222,457 千円
土地	514,394 千円
投資有価証券	32,400 千円
投資不動産	481,086 千円
計	1,305,151 千円

(2) 担保付債務

支払手形及び買掛金	207,211 千円
短期借入金	90,000 千円
長期借入金	347,590 千円
(一年以内返済分含む)	
社債に係る銀行保証	150,000 千円
計	794,801 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

723,495 千円

3. 投資不動産の減価償却累計額

209,775 千円

4. 受取手形割引高

15,715 千円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,078,000 株	— 株	— 株	6,078,000 株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	2,300,328 株	— 株	— 株	2,300,328 株

3. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	18,888	5.00	2020年3月31日	2020年6月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	15,110	利益剰余金	4.00	2021年3月31日	2021年6月25日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、毎月の資金繰り計画に基づき、経常的運転資金については短期的な銀行借入により、設備投資や企業買収資金などの経営戦略的事業資金については長期的な銀行借入によって資金調達することを基本とし、社債の発行を含め、安定的な事業資金の調達に努めております。

また、余剰資金については、元本返還の確実性を考慮した金融資産による運用を含め、資金有効活用を図っており、有価証券につきましては、営業推進上必要と認めた場合のみ、これを購入しております。

なお、当社グループにおきましては、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

金融資産のうち、受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、主に政策投資を目的とした株式である投資有価証券は、市場価格および企業業績の変動リスクに晒されております。

金融負債のうち、支払手形は原則3ヶ月以内、買掛金は2ヶ月以内を支払期日としており、短期借入金をこれらの支払に充当する場合、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、前述に記載の資金調達を目的とした長期借入金および社債は、償還日は決算日後、最長で13年であり、すべて固定金利であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・顧客の信用リスクの管理

当社グループは、営業管理規程において各営業部門長を売掛債権管理責任者と定め、広告主の財務状況、その他必要事項を常に把握させ、管理帳票により売掛債権の回収に関し日常的に留意するよう指導するとともに、毎月滞り個別債権回収のための活動および回収状況を経営会議に報告させております。

・市場価格および企業業績の変動リスクの管理

当社グループ保有の投資有価証券については、定期的に時価や発行企業の財務情報を得、発行企業との取引関係等を勘案したうえで保有状況の見直しに努めております。

・資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、各拠点からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰り計画を作成し、手持資金の流動性を勘案のうえ、流動性リスクを管理しております。

・金利の変動リスク

当社は、長短借入金残高に基づいた銀行との取引状況を毎月取締役会に報告させ、銀行借入金および社債に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものについては、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	980,218	980,218	—
(2) 受取手形及び売掛金	966,511	966,511	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	168,860	168,860	—
資 産 計	2,115,590	2,115,590	—
(1) 支払手形及び買掛金	945,435	945,435	—
(2) 短期借入金	310,000	310,000	—
(3) 社債	150,000	150,020	20
(4) 長期借入金 (※)	477,590	478,235	645
負 債 計	1,883,025	1,883,692	666

※ 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含めております。

注1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金
短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金
短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
取引所の価格によっております。
また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次のとおりであります。

①其他有価証券 (2021年3月31日)

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	102,963	66,791	36,171
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	65,897	71,616	△5,719
合計		168,860	138,408	30,452

②当連結会計年度中に売却した其他有価証券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計	売却損の合計
株式	6,072	—	286
合計	6,072	—	286

③減損処理を行った有価証券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、ならびに (2) 短期借入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	11,713

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、『2. 金融商品の時価等に関する事項 (3) 投資有価証券』には含めておりません。

注3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	976,677	—	—	—
受取手形及び売掛金	966,511	—	—	—
合計	1,943,189	—	—	—

注4. 短期借入金、社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	310,000	—	—	—	—	—
社債	—	150,000	—	—	—	—
長期借入金	63,080	108,080	65,815	63,454	40,116	137,045
合計	373,080	258,080	65,815	63,454	40,116	137,045

〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

賃貸等不動産の概要

当社グループは、香川県その他の地域において、賃貸用の店舗・マンション（土地を含む）を所有しております。2021年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は15,953千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

なお、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
679,962	△9,262	670,699	523,319

- (注) 1. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は不動産の取得(5,361千円)、主な減少は減価償却(14,537千円)であります。
2. 時価の算定方法
重要性のあるものについては「不動産鑑定評価基準」に基づいており、その他は指標などを用いて自社で算定した金額であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 477円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | △20円92銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、今後、2021年9月頃まで影響が続くものと見込み、その後、徐々に回復に転じるものと仮定して有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,261,493	流動負債	1,215,872
現金及び預金	489,812	支払手形	220,796
受取手形	28,078	買掛金	502,265
売掛金	639,382	短期借入金	280,000
仕掛品	39,653	一年内返済予定の長期借入金	63,080
貯蔵品	327	未払金	21,940
前払費用	136	未払消費税等	29,487
前払法人税等	8,425	未払消費税等	3,707
受払法人税等	390	前受金	28,357
その他の当座預金	55,809	賞与引当金	40,000
倒引当金	△522	その他の負債	26,236
固定資産	2,300,283	固定負債	706,140
有形固定資産	939,187	長期借入金	334,510
建物	255,070	社債	150,000
構築物	1,919	退職給付引当金	140,574
工具、器具及び備品	32,029	長期預り金	31,565
土地	644,206	その他の負債	49,491
一ス資産	5,962	負債合計	1,922,013
無形固定資産	21,045	純資産の部	
ソフトウェア	11,739	株主資本	1,613,950
電話加入権	9,306	資本剰余金	294,868
投資その他の資産	1,340,050	資本剰余金	198,600
投資有価証券	172,796	資本準備金	194,868
関係会社株	323,262	その他の資本剰余金	3,732
破産更生債権	183	利益剰余金	1,435,453
繰延税金資産	76,430	利益準備金	34,500
投資不動産	672,349	その他の利益剰余金	1,400,953
保険積立金	44,957	土地圧縮積立金	25,754
その他の当座預金	52,369	別途積立金	1,438,500
倒引当金	△2,297	繰越利益剰余金	△63,300
		自己株式	△314,972
		評価・換算差額等	25,813
		その他有価証券評価差額金	25,813
		純資産合計	1,639,764
資産合計	3,561,777	負債・純資産合計	3,561,777

損 益 計 算 書

〔2020年4月1日から
2021年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,758,653
売 上 原 価		
外 注 費	3,762,029	
制 作 費	198,753	3,960,782
売 上 総 利 益		797,870
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		948,079
営 業 損 失		150,209
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,791	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	57,268	
助 成 金 収 入	20,242	
そ の 他	2,422	83,725
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,546	
不 動 産 賃 貸 費 用	28,305	
そ の 他	1,011	33,863
経 常 損 失		100,346
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	135	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	286	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19,197	19,619
税 引 前 当 期 純 損 失		119,965
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,821
法 人 税 等 調 整 額		△26,636
当 期 純 損 失		96,150

株主資本等変動計算書

〔2020年4月1日から
2021年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	294,868	194,868	3,732	198,600
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失 (△)				
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	294,868	194,868	3,732	198,600

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		土地圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	34,500	25,754	1,438,500	51,738	1,550,492
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△18,888	△18,888
当 期 純 損 失 (△)				△96,150	△96,150
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△115,039	△115,039
当 期 末 残 高	34,500	25,754	1,438,500	△63,300	1,435,453

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△314,972	1,728,990	△969	△969	1,728,020
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△18,888			△18,888
当 期 純 損 失 (△)		△96,150			△96,150
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			26,782	26,782	26,782
当 期 変 動 額 合 計	—	△115,039	26,782	26,782	△88,256
当 期 末 残 高	△314,972	1,613,950	25,813	25,813	1,639,764

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品および貯蔵品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（投資不動産を含む）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～40年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金：従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当事業年度より適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 76,430 千円

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	51,800 千円
建物	220,787 千円
構築物	1,670 千円
土地	514,394 千円
投資有価証券(※)	32,400 千円
投資不動産	481,086 千円
計	1,302,137 千円

担保付債務

支払手形	21,980 千円
買掛金	118,932 千円
短期借入金	90,000 千円
長期借入金	347,590 千円
(一年以内返済分含む)	
社債に係る銀行保証	150,000 千円
計	728,502 千円

※投資有価証券は、当社の子会社である南放セーラー広告株式会社の取引先からの債務（45,419千円）に対して担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

664,440 千円

3. 投資不動産の減価償却累計額

210,953 千円

4. 受取手形割引高

15,715 千円

5. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権	55,981 千円
短期金銭債務	36,300 千円

6. 保証債務

下記の子会社の金融機関からの借入金および取引先からの債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

南放セーラー広告株式会社	45,947 千円
--------------	-----------

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引

351,975 千円

営業取引以外の取引

13,848 千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

2021年3月31日現在の自己株式数

普通株式

2,300,328 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金

31,981 千円

貸倒引当金

858 千円

賞与引当金

12,184 千円

退職給付引当金

42,818 千円

減損損失

20,483 千円

投資有価証券評価損

21,067 千円

関係会社株式評価損

31,392 千円

その他

21,811 千円

繰延税金資産小計

182,599 千円

評価性引当額

△90,213 千円

繰延税金資産合計

92,386 千円

(繰延税金負債)

土地圧縮積立金

△11,280 千円

有価証券評価差額金

△4,675 千円

繰延税金負債合計

△15,955 千円

繰延税金資産の純額

76,430 千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南 放 セ ー ラ ー 広 告 株 式 会 社	所有 直接100%	不動産賃貸 債務保証 担保の提供 役員の兼任 社員の役員 派遣・出向 など	不動産賃貸収入	8,400	前受収益	770
				担保の提供 (注1)	45,419	—	—
				債務保証 (注2)	45,947	—	—

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 取引先からの債務につき、担保の提供を行ったものであります。

(注2) 金融機関からの借入金および取引先からの債務につき、債務保証を行ったものであります。なお当該債務保証に対する保証料の受取はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 434円06銭
- 1株当たり当期純利益 △25円45銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、今後、2021年9月頃まで影響が続くものと見込み、その後、徐々に回復に転じるものと仮定して有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

セーラー広告株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 丸木 公介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 別府 淳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーラー広告株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー広告株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

セーラー広告株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 丸木 公介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 別府 淳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーラー広告株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

セーラー広告株式会社 監査役会

常勤監査役	原 渕	定 夫	㊞
社外監査役	山 内	直 樹	㊞
社外監査役	田 辺	真由美	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第70期は、誠に遺憾ながら当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損補填により株主の皆様への配当を実施するとともに、今後の経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策を可能とするため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目とその金額
別途積立金 200,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその金額
繰越利益剰余金 200,000,000円

2. 剰余金の処分に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、安定した配当を継続して実施することを基本とし、資金需要の状況、業績の動向、ならびに、内部留保の充実等を総合的に検討したうえで配当額を決定しております。当方針のもと、第70期の期末配当につきましては、当期の業績動向や依然として新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことに伴う財務リスク等を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円
総額 15,110,688円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することにより、迅速な意思決定を実現することによって、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに、監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の整備を図るための変更を行うものであります。
- ② 取締役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設いたします。また、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、規定を新設いたします。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 当社は、将来的に機動的な配当政策を実施できるよう、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設いたします。これに伴い、取締役会の決議に基づく市場取引等による自己株式の取得および中間配当は、同規定に基づいて可能となることから、内容が重複する第8条および第42条を削除いたします。
- ④ その他、上述の各変更に伴う字句の修正、条数および号数の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第一章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第二章 株 式 第6条～第7条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第8条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第9条～第10条 (条文省略) 第三章 株主総会 第11条～第17条 (条文省略) 第四章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は10名以内とする。 (新 設)	第一章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第二章 株 式 第6条～第7条 (現行どおり) (削 除) 第8条～第9条 (現行どおり) 第三章 株主総会 第10条～第16条 (現行どおり) 第四章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長、取締役会長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任期) 第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削 除) 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長、取締役副社長、取締役会長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略) 2. 代表取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略) (新 設) (取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。 2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (現行どおり) 2. 代表取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第23条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2. 第23条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第26条 (条文省略) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含めない。</u> (新 設) (新 設) 第五章 監査役及び監査役会 (員数) 第28条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u> (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	第26条 (現行どおり) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第28条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> (削 除) (削 除) (削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
(常勤監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(監査役会) 第32条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
(監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(監査役会規則)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 <u>(報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除) (削 除) 第五章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 <u>(監査等委員会の議事録)</u> 第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	(監査等委員会規程)
	第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第六章 会計監査人	第六章 会計監査人
第37条～第38条 (条文省略)	第34条～第35条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第七章 計 算	第七章 計 算
第40条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
	第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金配当の基準日)	(剰余金配当の基準日)
第41条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第39条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(新 設)	2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当の基準日)	(削 除)
第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	
第43条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
1	むらかみ よしのり 村 上 義 憲 (1951年9月12日生) 再 任	1977年 4 月 当社入社 1994年 4 月 第二営業局長 1994年 5 月 取締役第二営業局長 2000年 1 月 常務取締役 2000年 5 月 常務取締役兼協同セーラー広告(株)代表取締役社長 2004年 4 月 常務取締役 2005年 4 月 専務取締役 2011年 4 月 代表取締役社長 (現任)	139,600 株
2	かやはら かずのり 萱 原 一 則 (1964年11月7日生) 再 任	1988年 3 月 当社入社 2002年 4 月 営業部長 2008年 4 月 執行役員営業局次長 2010年 4 月 執行役員高松本社営業局長 2010年 6 月 取締役 2020年 4 月 常務取締役 (現任)	24,500 株
3	もりかわ み の る 森 川 稔 (1967年7月4日生) 再 任	1990年 3 月 当社入社 2002年 4 月 営業部長 2006年10月 徳島支社長 2012年 4 月 営業局次長 2015年 4 月 執行役員営業局長 2019年 6 月 取締役 (現任)	33,200 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当 社 株 式 の 数
4	は ざ ま け い ぞ う 間 敬 三 (1963年6月30日生) 新任	1995年 5 月 当社入社 2002年 4 月 営業部長 2010年 4 月 営業局次長 2012年 1 月 アド・セイル(株)代表取締役社長 2015年 4 月 執行役員局長 2021年 4 月 執行役員副社長 (現任)	4,000 株
5	た か ふ じ せ い じ 高 藤 聖 二 (1963年12月28日生) 新任	1990年 1 月 当社入社 2000年 4 月 営業部長 2012年 4 月 営業局次長 2017年 4 月 執行役員営業局長 (現任)	6,500 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の地位および担当につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)」に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
1	はら ぶち さだ お 原 浏 定 夫 (1956年12月8日生) 新 任	1979年 4 月 当社入社 2005年 4 月 西讃支社長 2006年 4 月 高松本社第一営業部長 2008年 4 月 内部監査室 2012年 6 月 常勤監査役 (現任)	26,500 株
2	やまうち なお き 山 内 直 樹 (1949年11月2日生) 新 任	1972年 4 月 (株)香川相互銀行(現 (株)香川銀行) 入行 2000年 8 月 同行融資管理部長 2003年 3 月 同行融資部長 2005年 6 月 同行取締役 2008年 2 月 同行常務取締役 2008年 6 月 四国総合信用(株)取締役社長 2012年 6 月 当社監査役 (現任)	一 株
3	た な べ ま ゆ み 田 辺 真由美 (通称名：武田 真由美) (1979年4月5日生) 新 任	2002年10月 中央青山監査法人入所 2006年 9 月 あらた監査法人入所 2011年 4 月 武田真由美公認会計士事務所代表 (現任) 2014年 2 月 税理士法人石川オフィス会計所属 2015年 6 月 当社監査役 (現任)	一 株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 原浏定夫氏は、長年にわたる当社の常勤監査役として豊富な経験と高い見識を有し、また、当社グループの業務に関しても精通しており、今後とも当社業務全般に精通した長年の経験を活かして、監査等委員会の役割を高いレベルで発揮し経営全般に対して助言をいただけると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。
3. 山内直樹および田辺真由美(通称名：武田真由美)の両氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

- ① 山内直樹氏は、金融機関の取締役を経験し、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社における社外監査役としてのこれまでの実績から、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、候補者いたしました。
- ② 田辺真由美（通称名：武田真由美）氏は、公認会計士としての高度な専門的知見を有し、税理士事務所の勤務経験から税務面にも精通しており、当社における社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、候補者いたしました。

5. 社外取締役の独立性に関する事項

山内直樹および田辺真由美（通称名：武田真由美）の両氏は、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。また、両氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2014年6月24日開催の第63回定時株主総会において、賞与を含み、年額1億5,000万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨をご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、賞与を含み、年額1億5,000万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いするものであります。

また、当該報酬等については、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在取締役は5名（うち社外取締役は0名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、現行どおり、取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）となります。

なお、本議案は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴う手続き上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬等の額につきましては、固定月額報酬に賞与を加えた2つの報酬体系とし、取締役の報酬等を業績に連動させることで株主と経営者との利害共有を図り、もって企業価値向上に資することを目的としたものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額2,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、2014年6月24日開催の第63回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬限度額につきましては年額2,000万円以内であり、監査等委員である取締役に対しましては、その職務執行の対価としての報酬が業績の成果と連動して増減させることに馴染まないことから賞与は支給せず固定報酬のみであること、および、監査等委員である取締役の責務の増大等諸般の事情を踏まえ、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

